実践報告

「相模原障害者殺傷事件」が私たちに問いかけるもの: 2017 年 MOMI 研実践報告

柴 崎 祐 美・細 川 瑞 子田 辺 和 子・一 瀬 早百合今 井 美 之・佐久間 美 穂内 藤 辰 美

A Reconsideration of the "Sagamihara Tragedy"

— An Activity Report of the "2017 MOMI-KEN" —

Masumi Shibasaki, Mizuko Hosokawa, Kazuko Tanabe, Sayuri Ichise, Miyuki Imai, Miho Sakuma, Tatsumi Naito

本稿は、社会福祉学専攻 2004 年度生有志による研究会 "MOMI" 研の実践報告である。2017 年の研究会テーマとして、「相模原障害者殺傷事件」を取り上げた。その理由は、事件発生から1年が経過したが、再発防止策として①施設の防犯体制の徹底、②措置入院の見直しに議論が集約され、事件そのものの意味に触れることなく、風化することへの懸念を覚えたからである。

研究会では、「(障害者の)権利と人権」「我々の社会で発生した事件と捉えているか」という問題提起を行い、議論をした。議論の内容は多岐に渡ったが、特に、人間の尊厳が守られていない現実とその人を丸ごと受け入れることの難しさ、「施設から地域へ」を進めるためには、人々の関心の中に障害者の問題を入れていく必要性が語られた。

この研究会で何か結論を出すことを目指していないが、この問題から逃げずに考える姿勢を見せたこと、人間の尊厳という普遍的な問題を確認できたことは成果である。

キーワード:相模原障害者殺傷事件、権利と人権、尊厳

1. はじめに

私たち MOMI 研は、日本女子大学大学院人間社会学研究科社会福祉学専攻 2004 年度生の有志による研究会である。大学院修了後、10 年余り経過するが、その間、メーリングリスト上での情報交換と不定期ながら研究会を継続してきた¹⁾。幸いなことに、研究会には在学当時の専攻主任であった内藤先生に、度々ご参加いただいている。本稿は、2017 年 MOMI 研の実践報告としてまと

めたものである。

2016年7月に発生した「相模原障害者殺傷事件」は19人もの尊い命を奪い、社会に衝撃と不安をもたらした。さらに、生命を軽視する容疑者の言動が拡散され共感を示す者が出てきた。メンバーは、衝撃を受け、そのような社会の未成熟さに失望した。さらに、事件発生から時間が経過するにつれ、再発防止策として①施設の防犯体制の徹底、②措置入院の見直しの2点に議論が集約さ

れ、事件そのものの意味に触れることなく、風化してしまうことへの懸念を覚えた。そこで、2017年の MOMI 研の実践として、それぞれの立場からこの事件を捉え直し、議論した。その結果、犯行の残忍さ、特異性に目を奪われがちなこの事件から、人間の尊厳という普遍的な問題が浮かび上がった。

障害学の専門家ではないメンバーが、今の段階で、この事件を語ることには抑制的であるべきかもしれない。何か結論のようなものを導き出す力も持ち合わせていないが、本稿は、同じ時代に社会福祉を学んだ仲間の力を借りながら、本事件に向き合ってみた結果である。そのような意味で、「社会福祉」への投稿は一般論文の③実践報告を選んだ。

本稿をまとめるにあたり、以下の作業を行った。 ①柴崎が企画案を作成し、田辺、細川と協議し、 内藤先生に本企画への協力を依頼、②柴崎、細川 が問題提起者を引き受け、それぞれ取り上げる テーマを決定、③2017年8月5日に研究会を開 催した。研究会では、問題提起を行い(2、3)、 研究会参加者で議論を行った(4)。④後日、参 加者は感想をまとめ(5)、⑤内藤先生は、研究 会の議論を受けて総括を行った(6)。

なお、本稿は7名で分担執筆し、編集は細川・ 柴崎が担当した。それぞれの原稿は個人の責任に おいて執筆されており、意思統一や用語の統一は 行っていない。最終原稿は執筆者全員の了解を得 て投稿した。(柴崎祐美)

2. 問題提起① (障害者の)「権利と人権」

私は、最重度知的障害者(35歳。施設入所)の親として、手をつなぐ育成会での相談や啓発活動、子どもを社会に託して行くための成年後見制度の研究等、広い意味での知的障害者の権利擁護に携わっている。

近年、障害者の権利条約の批准(2013.12)に向けて、「改正障害者基本法」(2011.8 施行)、「障害者虐待防止法」(2012.10 施行)、「障害者総合支援法」(2013.4 施行)等の法整備がされたが、「障害者差別解消法」(2013.6 成立、2016.4 施行)が施行されて間もない2016年7月26日、相模原津久井やまゆり園事件が起きた(19人刺殺、26人負傷)。衝撃的だったのは、加害者が元職員だったこと、入所者の中でも意思疎通できない重度の人ばかりが狙われたこと、そして「障害者なんていなくなればいい」という加害者の言葉と、それに同調する意見がネットに見られたことだった。

この事件は、福祉を学んだ私たちにさまざまな 課題を突き付けた。

今回、卒業後も福祉の場や研究に携わってきた仲間とともに、この問題を考える機会と、論議の口火を切る役割を与えられた。もし、やまゆり園にいたならば、真っ先に殺されたであろう言葉もない子の親として、この事件の背景について、「権利と人権」を切り口に問題提起したい。

(1) 障害者の権利とは

障害者の権利条約や障害者差別解消法が目ざすのは、障害者を、健常者と同じく「権利主体」と扱うことである。私が関わった「被後見人の選挙権剥奪問題」はまさにこの問題であり、育成会は裁判と100万人署名活動等で、違憲判決を得て、法改正が実現した²⁾。

また、障害者の権利条約12条は、障害者総合支援法等に「意思決定支援」という言葉を明記させた。本人の意思重視は、人格や自律の尊重として重要なことは言うまでもない。特に、知的障害者の分野では、成人してからも親や家族の世話を受けてきており、本人意思よりも保護者の意思が優先されてきた30。その反省も込めて、現在、本人の意思決定が大きく取り上げられていると理解

している。しかし、今なおわが国においては、知 的障害者の世話は「家族問題」というのも現実で ある⁴⁾。

理念として「どんな重度の人も、支援してもらえば意思決定できる」と言うことは容易いが、本人の意思に委ねることは、本人にもたらされる不利益に目をつぶることや、意思決定できない人の存在を排除することになりかねず、判断能力が不十分な人に対する意思決定支援は、さまざまな問題を孕んでいる 50 。

この背景には、支援して意思決定できるか否かの個人の問題にとどまらない、社会全体が自律 ⁶⁾ を求めすぎる風潮自体に、問題が潜んでいるのではないかと思う。

(2) 自律の行き過ぎ

現代においては、意思決定や自己決定、あるいは自由や自律に、絶対的肯定があるように思われる。その結果、自己決定したことによる自己責任は見過ごされ、保護はなおざりにされがちである。

何故、近年、ここまで自律への欲求が強く出されているのか。

おそらく、その理由は、自律が、競争社会を是とする新自由主義と親和性が高いからであろう。障害者差別解消法においても、保障されるのは機会均等、つまりスタートラインにつくまでの平等に過ぎない。スタートした後の不平等、結果の不利益は問わない。新自由主義社会は、経済的価値で人を序列化する。強者が勝者となる。その結果、格差社会を招き、自殺や過労死、あるいは子どもの貧困等、さまざまな社会問題が生起しているとも言えよう。

「ひとは生まれながらにして自由、平等」という近代基本的人権の思想では、本来、自由は「強制からの解放」を意味した。ところが、次第に、幸福追求や自己決定の権利等、個人の自律の権利

へ変質したのではあるまいか。「基本的人権」が 普遍性を失い、自律や自己決定という個人的な 「権利」へと矮小化したとも言えよう。

福祉サービスも含めて、「契約」社会では、人は「選択する」こと自体に価値があると思い込みがちである。自己決定権に集中すれば、他者や社会が見えなくなる。その結果、意思能力のある人であっても、自己決定したはずが、蓋を開けてみれば、政治や経済、マスコミ等に誘導されているだけ、との結果を招いていると言えるかも知れない。

たとえば、これまでは触れることが躊躇われた「自分の死についての決定」や「出生前診断」等すら、個人の権利として取沙汰されるようになっており、いわば「行き過ぎた自律」といえるような問題が起きているように思われる。

未だに家族による医療の決定や、家族同意による臓器移植を認めるわが国の状況も問題であろうが、リビング・ウィルあるいは事前指示書が重視されてきた欧米においては、近年、指示書を書く時の心身の状態と、医療を必要とするようになるまでの年月の経過や、心身や状況の変化を考えた場合、果たして指示書を書いた時点での人格と、意思能力を失った状況下での人格が同一であると言えるか、つまり将来のことを決めておくことが、本当の自己決定と言えるのかが問題視されている(Quante=2015)。その意味では、行き過ぎた自律の尊重は、極めて現代的な潮流なのではあるまいか。

(3) 権利から人権へ

近年、わが国では、自律や自己決定が困難な人たち(認知症 462 万人、知的障害児者 74 万人等)が増えている。このような時代にあって、現実から遊離した理念である自律だけで人間の価値を測ろうとするべきではあるまい。

自律や自己決定権という「個人の権利」を超越

した、根源にある「人権」あるいは「人間の尊厳」 へ、いかにすれば思いを致せるかを、今こそ、問 わなければなるまい。

「人間の尊厳は不可侵であり、これを尊重し、かつ保護することは、すべての国家権力の義務である」は、ドイツ連邦共和国基本法(1949 制定・批准)の第1条1項であるが、この憲法は、ナチス政権の暴挙と敗戦を受けたものである⁷⁾。

ナチス政権下での人種政策は、米国での優生学を背景にしている。米国では、20世紀初頭から、「社会には無能者に無能な子孫を増やさせることを許容する務めなどない」(第26代大統領セオドア・ローズヴェルト)、「人間のクズというお荷物の世話をするのは大きな負担だ」(産児制限運動者マーガレット・サンガー)等の発言が相次ぎ、断種法や異人種間の婚姻禁止法、排日移民法等の制定につながったと言われる。この事件の加害者の考えとも共通しよう。

近年ひろがりつつある着床前診断も、本人の意思と配偶者の同意でできることから見れば、優生学の個人化、自己決定権化とも言えるかも知れない。時代は変わっても、科学が発展しても、それを理解する人間の価値観如何で、如何ようにも運用されていく恐れがあろう。

ドイツの心理哲学者エーリッヒ・フロムは、「感情や意思は、個人の自発的なものではなく、社会や他人の影響による」といい、近代に獲得された個人の自由を自らがコントロールできず、権威主義やナチズムを生み出したことや、自由なはずの自分が、自分自身で考えることが如何に難しいかを論じている(Fromm = 1975)。

その意味では、この事件は、単に特異な思想をもつ加害者だけの問題ではなく、現代の社会のありかたや、社会側の障害者観や意識が問われていると言えよう。

「個人の権利あるいは自律」から、「人権あるい

は人間の尊厳」へと舵を切らない限り、人の欲望 は際限なくひろがり、人間の存在価値自体を否定 することにもなりかねない。

(4) 人間の尊厳と他者への責任

障害者の権利条約においても、「尊厳」が第一に明記されている。しかしながら、「人間の尊厳」とは何であろうか。これに対する答えは簡単ではないが、私たちは考え続けて行かなければなるまい。

ここでは、長年、上智大学で教鞭を取ったスペイン人法哲学者ホセ・ヨンパルトの次の言葉を挙げておきたい(ヨンパルト1990)。

- ・人間の「尊厳」は人間そのものに内在する固 有の価値である。
- ・「人間の尊厳」は無条件に尊重すべきである が、「個人の尊重」はその限りではない。
- ・「人間の尊厳」とは、人間の人格としての尊厳であり、自由、生命、人格を不当に取り扱わないことを意味する。
- ・各個人が尊厳の持主として生きるには、周囲 から尊重される必要がある。
- ・アメリカにおいては、人間の尊厳よりも権利 が優先されている。自尊心や自律が尊重され ると、人間の尊厳の普遍性や根源性は薄めら れる。

もう一人は、「責任」について論じたドイツ人哲学者ハンス・ヨナスの言葉である(Jonas=2000)。

- ・人間には、責任を持つという優れた特性があ る。だから、他の同胞たちに責任を持たなけ ればならない。
- ・他者の存在を思いやり、その存在の傷つく脅

威が迫ると『心配』になるような配慮、それ が責任である。

・人間という存在者は、危なっかしく、傷つき やすい。だから保護が必要なのである。

福祉は、極めて総合的な科学である。私たちはそれぞれの分野で社会的弱者のために懸命に知識や技術を行使するにとどまらず、人間の尊厳が尊重される社会を目ざさなければならない。また、近年、福祉にはさまざまな社会資源との連携が必要とも言われているが、連携をするには共通基盤が必要である。そして、それは「人間の尊厳」を措いて、他にはあるまい。

この事件が投げかけた問題は、おそらく障害者だけにとどまらない。本章の題の障害者を()書きにしたのは、そのためである。自律できない人もいる現実に目を向け、自律できない人であっても生きやすい社会を、私たちはどうしたら築いて行けるのかを考え続けていくことこそが、福祉に携わる者の責務なのではあるまいか。(細川瑞子)

3. 問題提起② 我々の社会で発生した事件と捉えているか

私は、研究者としては介護保険、高齢者福祉をテーマに、教員としては社会福祉士の養成に携わっている。事件当時、玄関を施錠していない施設。で実習中だった学生は「この玄関から、ああいう人が入ってくる可能性はゼロではない。施設を地域に開くってリスクもあるのですね」と言った。最近、見学に訪れた施設では、備品に「刺股」が追加されていた。職員は「あの事件後、購入し、近所の交番に使い方を指導してもらった。我々は利用者を守らなくてはならない」と説明してくれた。学生も私も、神妙な面持ち聞いていた。学生と事件について話題にしたのはこの時ぐらい

であり、この事件について学生と語ったことはない。

私の周囲では、意外とこの事件が語られていないように感じる。この事件は、優生思想、ヘイトクライム、加害者の精神病理、障害者支援施設の構造的な課題等々、様々な切り口から語ることができるが、どの切り口も手に負えない、整理して語ることが出来ないと感じている。この感覚は、事件から1年経過した今でも変わらない。

MOMI 研のメーリングリストでは、事件後早々にそれぞれの立場から発信があった。今井さんは7月31日のメールで「これだけの事件でありながら、一般の人達が、失われたり傷つけられた命にどれほどの関心を持って受け止めているのだろうかと、報道やまわりの人達の様子をみていて危惧を感じます」と書いている。1年経過して、どうだろうか。この事件を風化させてはいけないということを強く思う。

そのために、この事件を、我々の社会で発生した事件と捉えているかという問いかけをしたい。この事件が自分とは関わりのないところで起こったという感覚をたぶん多くの人が持っている。さらに、加害者の「障害者はいらない」に賛意を示す人も確実にいる。そうなった背景を考えてみたい。

(1) 我々の社会で発生した事件と捉えているか

1) 再発防止策との距離

私たちが事件に触れる機会の一つとして新聞報道がある。事件直後から、①事件の全容が明らかになり、②措置入院解除後の犯行であったことが判明、③再発防止策の検討(措置入院制度の見直し、措置入院後の支援、施設の防犯対策(2016年補正予算))、④やまゆり園建て替え、⑤被害者実名報道のあり方、⑥容疑者の鑑定留置、起訴、⑦事件後1年と記事内容は変化していった⁹⁾。大きくとらえると、記事内容は、再発防止策として

の「措置入院解除後の継続的な支援」「施設の防犯対策」2点に集約される。福祉に関心がない人には、これらの記事が目にとまらない可能性もあるう。

ちなみに、「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」の報告書(以下、報告書)では、第1に共生社会の推進に向けた取組をあげている。具体的には、「『障害者週間』、政府広報などあらゆる機会を活用し、政府の姿勢や障害者差別解消法の理念を周知・啓発」、「学校教育をはじめあらゆる場での『心のバリアフリー』の取組の充実」、「障害者の地域移行や地域生活の支援」である。共生社会の推進に向けた取組は、誰にとっても身近で参加可能な内容であるが、新聞記事の見出しになることはなかった。

2) 他人事ではないという気持ち

報告書にもある「共生社会」は、時代の言葉である。内閣府の政策に「共生社会」があり、厚生労働省は「地域共生社会」の実現に向けた改革工程表を作成し、文部科学省は、特別支援教育のあり方の検討の中で「共生社会の形成」を取り上げている。「共生社会」という言葉は世の中にあふれている。

秋山は、共生には他人の痛みを自分の痛みとして感ずる「他者への痛覚」がある。「明日は我が身」であり、「他人事ではない」という気持ちがあるとし、哲学者セネカの名著「人生の短さについて」から以下の言葉を紹介している(秋山2005:347)。

「誰にも起こりうるのだ・・・誰かに起こり 得る出来事は |

「或る人に起こることは君にも一つ一つ起こりうることを知るべきである|

事件に対し「明日は我が身」「他人事ではない」という気持ちがあったかと自問すると、「他人事ではない」とは思ったが、「明日は我が身」とは思わなかった(と思う)。ある日突然、命を絶たれた被害者への思いはあるが、被害者側に身を置いて考えることはない。加害者とは、もっと遠い関係にあると思っているが、まわりまわって、同じ世界に身を置いているかも知れない。

3) 想像する力

他人の痛みを自分の痛みとして感じるには、そ の痛みを想像する力が必要である。

田辺さんが7月31日のメールに「ニュースを見て、海外や九州の友人からも『息子さんは大丈夫』とメールがはいりました。障害の問題を、田辺を通じてしか知らない友人たちもいて、今回のことが、我が家を心配することに直結したようです」と書いている。その方々は、田辺さんを通じて「障害者」に対する想像力を働かせ得たのだろうが、多くの人には、障害者に対する想像力をもたらす術をもたない。

接触体験が社会的距離を短縮するという。介護保険制度の開始から17年が経過し、ケアマネジャーという言葉は一般用語になった。朝の街にはデイサービス送迎車が溶け込み、その数は幼稚園バスより多いかもしれない。比べて、障害福祉サービスやその利用者と接する機会は少ない。街中で、身体障害者と接することはあっても、やまゆり園の入所者のような重度知的障害者と接することはほとんどない。想像する術がないのである。

4) 誰もが障害のある生活に直面する時がくる

前節で、「明日は我が身」と思わなかったと書いた。本当は、誰もが障害者になる可能性があることを忘れている。誰もが加齢に伴い、障害のある生活を受け入れることになるのである。

加害者は「社会的活動が困難になったら安楽死 できる世の中」というが、人は労働能力がある時

しか生きる権利はないのか。この論理は、重度障害者だけではなく、要介護高齢者に対する支援の土台も突き崩す。そして、加害者自身もいつか抹殺の対象となる順番がまわってくる。この想像力は、彼自身持ち得なかった。加害者の考えに共感を示す人も、やがて自分に返ってくるという想像力は欠如しているのだろう。

(2) 生きることの価値

1) 存在有意観

「存在有意観」は、ティリッヒ(P.Tillich)が「ソーシャルワークの哲学」の中で言った「自己が存在することの必要感」(the feeling of being necessary)を秋山が人間観に引き付けて訳した言葉である(秋山 2005:346)。自分が存在していることに意味があり、自分が必要な存在であると自分も思っているし、周りの人も「あなたは大切な人ですよ」と思っている、その認識である。「存在していることのみに価値があるという人間観」である。富、名誉、権力、能力など何かを持っている(have)人間観ではなく、存在していること(be)のみに意義を見出す人間観なのである。

2) have の人間観

しかし、近年の社会保障政策においては、何かを持っている(have)ことで価値を計りかねない状況がある。専門の介護保険制度から述べる。

(1)成果主義

介護保険サービスの多くは、1回の利用あたり 単価設定がなされている。重度者であるほど、体 調の変化等から急な休みも発生するが、そうする と利用者に対し、キャンセル料を請求する事業所 もある。そのことに規定上何ら問題はない。あら かじめ、欠席を見込み、定員超過で予定を組む事 業所もある。そうしないと、事業所経営は成り立 たないのである。 障害福祉サービスも、2006年以降、日払い方式に変化した。介護保険も障害福祉も、計画通りに利用出来る状態にある人の利用を優先した方が、経営は安定する仕組みになっている。

(2)自立の強調

今回の介護保険法改正の柱の一つに「保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進」がある。介護保険事業計画に介護予防・重度化防止等の取り組み内容と目標を記載、達成状況を公表し、財政的インセンティブを付与するものである。厚労省はその先進的な取り組みとして、要介護認定率を低下させ、保険料上昇を抑制した保険者を紹介しているが、ここに、厚労省が目指す自立支援のあり方が見て取れる。

財政的インセンティブは保険者にとって魅力的なアメである。目標達成に躍起になり、要介護認定申請を抑制したり、要介護度の改善可能性の有無でサービス利用者を選別する保険者が出てこないだろうか。介護サービスの利用は、その人のありたい姿、生き方を実現するために行うことであり、要介護度の改善はその結果である。

介護保険制度がスタートし17年、介護保険法第1条「尊厳の保持、自立支援」が目指すところを再確認する必要性を感じる。その根底には「存在有意感」があることを忘れてはならない。(柴崎祐美)

4. 研究会での議論―問題提起を受けて―

研究会では、問題提起(2、3参照)を受けて、参加メンバー全員で議論を行った。メンバーはこの問題に関して何かを語ることへの難しさ、躊躇を感じていたが、何らかの合意、着地点を求めるのではなく、今感じていることをそのまま語ること"言いっぱなし"で良いということを確認の上、議論を開始した。90分を超える議論で取り上げた話題は多岐に渡ったが、以下に、主な話題2つ

を取り上げまとめた。「」はメンバーの発言であ り、意味内容を損ねない範囲で整理し提示した。

(1) 人間の尊厳

1) 人間の尊厳が守られていない現実は他人ごとではない

相模原障害者殺傷事件をきっかけとした議論であるが、いじめ、ドメスティック・バイオレンス、 児童虐待、高齢者虐待と領域を問わず尊厳が守られていない人が残念ながらたくさんいるということ、施設従事者等による虐待も領域を問わず発生していることが指摘された。この事件は、犯行の残忍さ、被害者の多さが際立つだけであり、類することはどの領域でも発生しているということである。

2) その人を丸ごと受け入れることはできるのか一時間軸の中でとらえる一

一方で、「存在していることのみに価値があるという人間観」でその人を丸ごと受け入れることは容易いことではなく、時間軸の中で捉える必要性が指摘された。親の立場から、「親は、(子どもの障害を)いつかは受け入れざるを得ないが、そこには時間がかかる。ところが、世間の方たちは、今そこに障害者がいる、障害児がいるという今の状態しか認識できない。長い経過の中で障害の子どもを受け入れていくというその体験ができないと、共感し合うことが難しい」、ソーシャルワーカーの立場からも「今、関わっている子どものことも全てはわかっていない。その子の育ってきた経過がわからない。今あるその人しかわからないところで、どう向き合うべきか」とその人を丸ごと受け入れることの難しさも語られた。

3) 人を大切にするという思い

では、人を大切にするという思いはどこから生まれてくるのかという根源的な問いが発せられた。ソーシャルワーカーの立場から「自分が大切

にされた経験がないと、人を大切にすることに結びつかない」「自分を大切に思えないところで、人との関係性を結ぶことが難しい」という経験が語られた。そうすると、加害者自身には、丸ごと受け入れられ大切にされた経験があったのか、という疑問が生じてくる。人間の尊厳を考えるとき、被害者も加害者もどこかで繋がってくるのかもしれない。

(2) 施設から地域へ

問題提起の中でこのテーマに直接的には触れていないが、「施設から地域へ」を強調することが施設無用論に発展することへの危惧が指摘され、議論の中では大きく取り扱われた。障害者支援施設入所者を地域へ戻すということは、理念としては了解できるが、入所者の状態像と受け入れる地域側の現状から、決して容易ではなく、時間をかけて進めるべきということが指摘された。拙速に地域移行を進めれば、地域の施設化を招く恐れがある。脱施設化は良いが、施設無用論に陥ってはならない。

1) 施設入所者の重度化と高齢化

「障害者施設には高齢者と重度者しかいない。 現実としてそうなっているのを、どう地域へ帰す のか。親元に帰せるわけはない。帰すのではなく 新たに何かを作らなくてはならない」「グループ ホームはあるが、看取りまで可能なのか。グルー プホームを退所して施設に入所する高齢の障害者 もいる」という状況から、高齢の障害者が利用可 能な地域資源が整備されていない状況で「地域へ」 を強調されることに違和感を覚えるという意見が あった。

2) 地域の人々の関心の中に障害者の問題を入れていく

さらに、施設から地域へを進めるためには地域 の人々の意識の高まりが必要なことが指摘され た。地域の人々に求められる機能として"見守り"がよく言われる。確かに、経験もないのだから直接支援に手は出せない。まず、障害者の問題を自分の関心の中に入れていくことから始める、それでいいということを、ともしび運動¹⁰⁾の灯になぞらえ説明された。

「障害があり困っている人に直接コミットできなくても、支援する人を支援する、そういう輪だと思う。中心の真っ赤なところ、橙色、薄い黄色とグラデーションに広がる輪の中のどこでもいいから関心をもってもらう」

「極端に言えば、(本当にできるかどうかわからないけど) 私にできることがあったら言ってくださいでもいいと思う。そういう色の薄いところが弱い」

「色の濃いところから薄いところへとグラ デーションにならず、色の濃いところ(施設) と透明(無関心)になっている」

「施設から地域へ」を進めるには、一般の人々の意識の高まり、灯の例で言えば、色の薄いところでもいいからコミットする、そういう人が増えることが求められる。

以上が議論の一部である。"言いっぱなし"で 良しとして始めた議論は迷走した部分もあるが、 人間の尊厳を軸に、それぞれの専門領域を足掛か りに発言がなされていることがわかる。(柴崎祐美)

5. 研究会を終えて

本章では、研究会終了後、問題提起者2名を除 くメンバーが感じたこと、改めて考えたことを紹 介する。紙幅の都合上、短いコメントとなったが、 それぞれの考えが鮮明に出されている。

(1) 当事者であること

「津久井やまゆり園事件」¹¹⁾ について考えることは葛藤をともない、ましてや語ることには大きな逡巡がある。なぜならそれは自分自身も当事者であることを問われることにつながる作業であるからだ。

事件から6日後の2016年8月1日に公益社団法人日本発達障害連盟は声明を発表した。その一部を引用すると

「この人権無視の認識がどのように生まれ、この異常な行動に至ったのかを考えるとき、それは決して容疑者本人の中だけで芽生え醸成されたものではなく、どこにおいても誰の中にも生じうるものではないかと気づかされるのです。幼い時から様々な場面で一定の価値基準により序列化される競争社会の中で、誰もが選別と排除の意識に囚われる危険性をはらんでいるのではないでしょうか。」

とある。MOMI 研の議論の中にも私自身にも「選別と排除の意識」があり、加害当事者であることを自覚せざるを得ない。そこから逃れず、この事件を考え、ソーシャルワーカーとして存在し続けるためにも自分の価値や志向を対象化することが求められる。「生きることが誰かの役に立っている」という関係も have の人間観であるとはいえまいか。無自覚にそれを善とすれば、それも価値基準の序列化であり、足下をすくわれることになる。

ソーシャルワークの大原則は人間の内在的価値と尊厳の尊重であるとソーシャルワークのグローバル定義(2014年5月IASSW提出)は示している。これは究極的価値であり、自己決定は手段的価値と社会福祉士養成教育では整理している。ソーシャルワーカーとして教育者として、これからもすべきことは人間の内在的価値と尊厳を伝え

てゆくこと、それらを阻むものを社会や自己の内部を含めて注意深く見つめてゆく力を養成することだと考える。多様性を認めることが自分の居場所を作ることにつながり、自分も他者も唯一無二のかけがえのない存在であることを実感する機会を提供することをとおして、人間の尊厳を教授する方法を模索してゆきたい。(一瀬早百合)

(2) 我が事に思うとは

私の甥は重複障害者として施設で生活をしており、その親であるきょうだいは知的障害者施設の職員である。報道などで相模原事件の詳細を知るにつれ、ケアに関わる者が起こした事件、そのインパクトの大きさは計り知れない。U被告については報道されること以外よくわからないが、日々の関わりの中で「ケアをすること」の意味を知ることも考える機会もなかったのだろうか。

地域共生社会の実現のための「我が事、丸ごと」に関する議論や取り組みについて職場でも耳にするようになった。その議論の中で「他人事を我が事」にする意識づくりが掲げられている。MOMI研の議論から言えば「直接関われなくても他者に関心を寄せる」ことが第一歩であり、そこから一方的に思うのではなく双方向に「我が事に思いあう」ことが目指されるのではないかと思う。

そこで柴崎が論じている「存在有意観」について。人は生まれる時には何ひとつ持たずに生まれてくるが、混沌とした現代社会の中で成長の過程で「あなたの存在自体が大切である」「自分にはかけがえのない価値がある」と感じる事ができずにいる人が多くいるのではないか。自分が大切にされているという思い、誰かを大切に思うことが「他人事を我が事」への一歩であるとするならば、「自分は皆と違う」と自らを二分法で「自分」と「他者」に分けて立ちすくんでしまっている人や未来が見えなくなっている人など、「我が事」だ

けで精一杯の人々には具体的に何を伝え、どう関わっていけばよいのだろうか。「我が事に思う」ということについて自分自身の実践や価値観を含めあらためていろいろ考えさせられた。(今井美之)

(3) 支援する、ということの難しさ

細川論文は、障害者の意思決定に関して「理念として『どんな重度の人も、支援してもらえば意思決定できる』ということは容易いが、判断能力が不十分な人に対する意思決定支援は、さまざまな問題を孕んでいる」と指摘する。今回のテーマである障害者はもちろんのこと、認知症高齢者、社会的養護のもとにある児童等々、その指摘するところは社会福祉のどの分野においても共通する内容だろう。

「自立」と「支援」は難しい問題であるが、支援する側が、支援を考える際によりどころとするのは何であろうか。何かの時に、自分自身を踏みとどまらせることにつながるのはどのようなことなのか。そのひとつに人間に対する尊厳があることは言うまでもなく、それを改めて確認する必要がある。そのなかでも、細川論文が取り上げている「感情や意思は、個人の自発的なものではなく、社会や他人の影響による」という E・フロムの言葉から考えれば、この問題は、それを共有する人・共有できる人、仲間・集団の存在と、それを受け止め、許容できるような社会をどのように関っていくかという課題を突き付けているように思われる。(佐久間美穂)

(4) 重度の高次脳機能障害者の帰属するとこ ろは

高次脳機能障害。かつては救命できなかった重度の病いや事故による脳の損傷が、現代医療の成果として救命されるようになった結果、皮肉にも新しい障害が生み出されることとなったのだが 121、

彼らが使える制度は、年齢や症状、受傷原因等により、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳、介護保険と様々であり、制度の中にアイデンティティがない。

アイデンティティのなさは、制度のことだけではない。受傷前の自分と受傷後の自分。身内からみても第三者からみても、いわんや自分自身からみても、別人となったと感じられる者は多い。

健常者と障害者。一瞬にしてこちら側からあちら側へ移った者がいる。この10数年、「高次脳機能障害」という用語は市民権を得てきたようにみえるが、行政的支援は、社会復帰に焦点化され、障害が重ければ重いほど、支援は得られない。前述のように、制度的にも彼らの所属する場が確定していないのである。

筆者が代表をつとめるサークルエコーは、受傷原因は、心筋梗塞、喘息、溺水等様々ではあるが、低酸素脳症による重度の高次脳機能障害者が多いグループである。就労・就学が社会復帰であるという価値観の中、そこに至る可能性が低い者の中には、制度的にも地域的にも居場所がない者もいる。それは、行政による棄民、やまゆり事件の加害者の思想とも地つづきのものと言えるのではなかろうか。医療の進歩によって生み出された障害であるならば、福祉の進化も伴われる必要があるはずだ。(田辺和子)

6. 施設から地域へ

相模原障害者殺傷事件はナチスのユダヤ人大量 虐殺の背景をなした優生思想を想起させる忌まわ しい出来事であった。この事件は、また、日本の 社会に潜在していた障害者や社会的弱者に対する 差別の問題を顕在化させた出来事であった。 MOMI 研もこの問題に向き合うことになった。 その意図については今回の企画者、柴崎さんの問 題提起に譲り、私は「施設から地域へ」という問 題について考えてみることにしたい。

今回の事件が「施設」で起こったことは、改め て、「施設」について考える機会となっている。 脱施設あるいは「施設から地域へ」という流れは 今や世界的なものであって、日本がその流れから 大きく立ち遅れているという認識が多くの識者に ある。ただ「施設から地域へ」という主張は、そ の流れを正当なものとして了解しながらも、うっ かりすると「施設無用論」にもなりかねない危険 性を含んでいる。有蘭真代は「20世紀後半の日 本において、脱施設化と社会的包摂を目指す運動 は、施設という存在にたいする強い否定と批判を バネとして推進されてきた局面があった。しかし、 21世紀に入り「脱施設化」さえ社会福祉予算の 抑制・削除に利用するような政治経済体制は支配 的になった状況下では、地域生活と施設生活を対 立的なものとして捉えるのではなく、双方の肯定 的な側面を適切に評価しつつ(もちろん不適切な 点は正しつつ)、障害当事者と家族を支援するた めの体制を整えていくことが課題となっている」 という (有蘭 2016:55)。極めて常識的な発言で ある。

「施設から地域へ」という流れは肯定されてよい。しかし、果して現状の地域は施設の受け皿として機能しているか、という問題がある。そうしたことを意識してのことであろうか。荒井祐樹は「障害者は近所隣で生きなければならない」。「障害者にとって地域は目に見えて声が聞こえる距離でなければならない」。「障害者が身近にいない社会では、障害者への想像力が希薄になる」という(荒井2016:159)。荒井の云う、障害者が身近にいない社会では、障害者への想像力が希薄になるというのはそのとおりであろう。しかし、近隣という概念で脱施設は遂行できるのか。コミュニティの「有限責任化」(M.Janowitz)が進行し、コミュニティの全体性喪失が日常化する中では荒井

の主張にも納得できるものがある。しかし、そう 結論してよいか。コミュニティや地域福祉の再検 討を通じて、世界的な流れとなっている「施設か ら地域へ」を理念に終わらせない途を探るべきで はないか。近隣はコミュニティを構成する重要な 単位であるが、コミュニティそのものではないか らである。

コミュニティは「一定の地域に住まう人々とそ の地域に共属の感情をもつ人々が、そこを拠点に、 生活協力と交流を対内的・対外的に実現し、日常 生活を営んでいる環境―物理的・社会的・文化的 環境-である」(内藤 2001:32)。環境とは何か。 生態学は具体的には生活の場だという。「具体的 な存在としての生活体は、つねに生活の場におい てある。生活の場とは、かれの生活に必要な、ま たなんらかの関係をもつ、もろもろの事物によっ て構成されたところの、具体的な空間である。生 活体は、生活の場において、その場の個々の構成 物と、機能的に連関しあうことによって生きてい る。というよりは、むしろじつは、そういう過程 それ自身が、いきているということの内容なので ある | (梅棹 1976:4)。コミュニティは健常者も 障害者も、男性も女性も、子供も高齢者も、すな わち様々な人びとが生命と生命感覚を尊重され、 <ともに生きる>環境なのである。良い環境、良 いコミュニティとはそのような意味で多様性のあ る環境のことであって、なにか一つの目的で形成 されるアソシエーションとのちがいがそこにあ る。誰もが老い障害者になる可能性があるのだが、 多くの人は、しばしば、それを自分のことではな いと思い込む。「良いコミュニティ」とは誰もが その可能性に気づき、一体感をもって生きること のできる場所なのである。ウエーバーは言ってい た。「性質、状況、行動に共通性があるからといっ て、それで共同社会関係になるなどとは言えない。 彼らがこの状況に同じ反応を示しても、それはま

だ共同社会関係ではないし、共通の事情やその結果に対する感情だけでも、まだ共同社会関係を生み出すには足りない。こういう感情が基礎になって、彼らが互いに相手を意識して行動するようになって初めて、彼らの間に一各人と周囲との間だけでなく一或る社会関係が生まれ、この社会関係が一体感を含むようになって初めて、共同社会が生まれるのである」(Weber,M.=1972:69)。何故、ここでウエーバーを引き合いに出すのか。それは、地域が施設の受け皿として機能するためには、ウエーバーのいう「社会関係の一体感」が前提にあるからである。

この事件に関連して、コミュニティ論や地域福 祉(論) <からの>積極的な言及が少なかったよ うに思われるのは私の不勉強によるものであろう か。地域福祉はこれまで「生活」を学(論)の目 標を置いてきて、「生命」や「生命感覚」は射程 に入れてこなかった。地域福祉が「いじめ」を学 校問題・教育問題としてとらえ、福祉問題=生命 と生命感覚の問題として捉えてこなかったのもそ のためではないか。地域福祉が今回の事件に対し 積極的な発言を持たなかったのは、偶然ではなく、 地域福祉の目指すところ、「論」や「学」の射程 と関係があるのではないか。今、地域福祉を、 「日常生活の中で生命が軽視され生命感覚への関 心が失われていく現状を直視し、自治体を拠点に、 公・私・共が一体となって公共的市民文化を育み、 地域の特性と住民ニーズを踏まえて資源の動員を 図り、福祉サービスを用意しつつ、コミュニティ を基盤に愛のシステムとりわけ「言語」媒介的な それを創出する試みであり、かつ、そうした試み を契機に、市場原理に支配され、巨大な文化装置 に操作されている現代の生活に「再」構造化を求 め、延いては、福祉国家の構造変革までを射程に おさめようとする、意欲的にして持続的な営為で ある」と定義してみよう (内藤 2001:34)。地域福

社は「生活」と合わせ「生命」・「生命感覚」を追求する学(論)と規定することができそうである。そして、狭義の地域福祉では、あるいは「縦の制度化された」地域福祉では、地域福祉の対象から外れている「いじめ」問題も地域福祉の対象として取り込めるのではないか。

今回、細川さんが「権利から人権へ」として再 考を促しているのは、日本がその傾向を強めてい る市場原理主義の福祉政策に対する懸念である。 経済的価値を優先し、福祉を市場原理に委ねるこ とは人権の軽視を招く危険がある。市場原理主義 への無自覚的同調に対する懸念は柴崎さんが注目 を促している「存在有意観」も同じである。存在 すること自体に価値があるという認識は、福祉の 原点と言ってよいものであり、その主張には市場 原理主義に対する強い批判が含まれている。

いうまでもなく「人権」や「存在有意観」は社会が保障するものである。その意味で、多くの識者が今回の事件を単純に異常な個人の引き起したできごと見るべきではなく、社会構造の問題として捉える必要があると指摘しているのは正論である。確かに、社会のあり方を問うことなく今回の事件を個人の問題として捉える見方は、明らかに一面的な認識である。

「施設から地域へ」にもどろう。さて、どうすべきか。一案は、この問題を「近隣」を超えた「コミュニティ」の問題として捉えてみることである。そのために、コミュニティには市場最優先をもって造られている社会構造の変革に力を貸す「創造的役割」を期待したいのである。生命と生命感覚を重視する市民文化を育成し、愛のシステム(言語媒介的な社会関係の一体感)を創出するようなコミュニティの形成を追求したいのである。

そうした認識に立てば、この事件はわれわれに ふたつのことを求めているように思われる。ひと つは科学と教育の力である。知識、特に科学に裏 打ちされた知識を身に着けたい。科学には優生思 想の根底にある憎しみや恐れからわれわれを解放 してくれる力がある。地域福祉も科学の一翼にあ るとすれば地域福祉にも期待を寄せてみたい。科 学としての地域福祉は教育とも市民学習とも一体 とならなければならない。ふたつは歴史における 個人の役割を正しく認識することである。ライ ト・ミルズ (W.Mills) のいう社会学的想像力の 発揮、すなわち、一見個人に属するかに見える問 題も社会構造の問題であるということに気付く想 像力を磨きたい。社会構造の変革はそうした想像 力をもった個人によって実現されることを学びた い。個々人は歴史を創る主体である。その自覚が ないところでは人権の確保も難しい。人権の尊重 は歴史の流れである。歴史の歯車を逆行させるこ とは許されない。社会学的想像力を身につける学 習は21世紀を生きるわれわれにとって避けて通 れない課題である。

もちろん、社会構造の問題を短時間に克服することは難しい。慣習や制度の複合から成る社会構造には歴史が詰め込まれているからである。今回 MOMI 研が向かい合っている事件は、日本人のなかに長い時間をかけて蓄積された「穢れ」や「スティグマ」の意識と無関係ではないのである。 MOMI 研には今後研究会を継続し、歴史的な研究にも立ち入ることを期待したい。

最後に、専門や、問題意識を異にするメンバーが、院の修了後も定期的に研究会をもち、今回の企画にいたったことは素晴らしいことである。今回は紙数の制約から短いコメントに同意されたメンバーには機会を改めて投稿を期待するものである。友情も素晴らしいが友情を育んだ日本女子大学という学び舎も素晴らしい。僅かな期間であるがそこに籍を置くことの出来た幸運に感謝したい。(内藤辰美)

7. おわりに

私たち MOMI 研の仲間は、それぞれが福祉の 実践・研究の場を持っていた、いわゆる社会人入 学者であり、授業で全員が揃う場面はなかった。 しかし、西生田の山の片隅の院生室で語らい、学 び合い、時には読売ランドへの道筋に佇む「百味 (もみ)」で、専攻主任の内藤先生を囲んで、自主 ゼミを行った。

大学院修了後も、異なる専門領域で新たな活動を始めたが、仲間たちのおかげで、MOMI研は今も続いている。これは、和服にあるめでたい結び文である「熨斗文」を想起させる。人と人の出会いこそ、福祉の醍醐味でもある。

さて、この事件については、簡単に答えが出る はずもなく、今回触れていない切り口も多い。事 件後1年が経ち、語られることが少なくなったこ と自体に、内藤先生がいみじくも指摘された「汚 いものには蓋」という意識が、今もなお、私たち の間に深く潜んでいることも窺われる。

今回、仲間とともにささやかに、かつ大胆に取り組んだことで、自分たちの問題として捉え、逃げない姿勢だけは示すことができたと思う。この報告には、MOMI研10年の歴史がつまっている。

なお、今回の研究会には、業務の都合により大島(鎌倉)雅子さんの参加が叶わなかった。医療ソーシャルワーカーとして活躍する大島さんのこの問題に対する見解は、次回の研究会に譲る。(細川瑞子)

註

- 1) 毎回、数名が自身の専門に応じ話題提供を行い、 全員で議論を行う形式で進めている。最近の研究 会のテーマは「社会的養護出身者の自立支援」 「医療福祉部門と医療事故防止対策」等である。
- 2) 2013年3月14日東京地裁で違憲判決。衆参両院 の総意により公職選挙法が改正され、同年6月

30日に施行された。

- 3) 国際育成会連盟キャンペーン (2013.4 から1 年間) テーマ「意思決定の権利」「なぜ今『意思決定』なのか?」…「知的障害のある大人は世界中どこに住んでいても、地域の中で孤立し、除外され… 中略…どのような暮らしをしたいのかについて意思決定の権利を否定され続けてきた。」その理由は「知的障害のある人の主たる支援が家族であるから…」
- 4) 厚労省「障害者の地域生活の推進に関する検討会」第1回資料6(2013年)によれば、グループホーム入居者は1.2万人、ケアホーム入居者は4.3万人で、一方、施設入所者は11万人。およそ8割は、親や兄弟等と一緒に住んでいる。
- 5) 細川も関わった全国手をつなぐ育成会連合会 『知ってほしい・知っておきたい―知的障害と 「警察」』(2015) には、「だまされやすい」「迎合 性がある」等、知的障害の特性が記されている。
- 6) 本章では、「自立」ではなく、自分のことは自分 で決めることの意味を表す「自律」を使う。
- 7) ナチスの大量虐殺の被害者は、ユダヤ人 600 万 人、障害者 20 万人と言われる。
- 8) 高齢者福祉施設の中には、リスク管理として、入り口に暗証番号を設定し、常時施錠している施設がある。本学生の実習施設は、そのような措置をとらず、近隣の住民が自由に出入りする環境にある。
- 9) 新聞記事検索 DB「ヨミダス歴史館(読売新聞)」 で検索ワード「相模原」とし、記事内容を確認す ると、事件後1年間の記事件数は162件であっ た。
- 10) ともしび運動とは、障害のある人もない人も、高齢者も若者も、国籍が違う人も、すべての人たちがお互いに理解し、人権を尊重しあい、手を携えて歩むことができる「ともに生きる福祉社会づく

- り」を推進するかながわの県民運動である。1976 年、当時の神奈川県知事である長洲一二氏の県民 へのアピールがきっかけで始まった。(神奈川県 社会福祉協議会ホームページより)
- 11) 筆者はこの事件を「相模原障害者殺傷事件」とは せず、「津久井やまゆり園事件」と表記する。こ のできごとの本質を「殺傷事件」として矮小化す ることに危惧を覚えるからである。容疑者の言動 は、私たちを含めた社会の価値観を代弁・代行し ていることを忘れてはならない。
- 12) 例えば、米良他 (2011:94) によると AED 使用 患者では、最終的に死亡もしくは重度の蘇生後脳 症に至るものが 27% に上るという。

【参考・引用文献】

- 秋山智久(2005)『社会福祉実践論―方法原理・専門職・ 価値観―(改訂版)』ミネルヴァ書房.
- 荒井祐樹 (2016)「殺意」の底を見据えること」『現代 思想』2016.10.
- 有薗真代 (2016)「相模原事件の問い 施設で生きるということ―施設生活者の戦後史からみえるもの―」『世界』 2016.10.
- Fromm, Erich (1941) Fear of freedom. (=1975, 日高六郎訳『自由からの逃走』東京創元社.)
- Jonas, Hans (1979) Das Prinzip Verantwortung:

 Versuch einer Ethik für die technologische
 Zivilisation. (=2000, 加藤尚武監訳『責任という
 原理:科学技術文明のための倫理学の試み』東信
 堂.)
- ヨンパルト, ホセ (1990)『人間の尊厳と国家の権力: その思想と現実、理論と歴史』成文堂.
- 米良尚晃・池田隆徳・星田京子他(2011)「自動体外式 除細動器(AED)が使用され集中治療を受けた 連続26例の予後と蘇生後脳症の評価」『心臓』 SUPPL.2,92-96.
- 内藤辰美(2001)『生命化社会の探求とコミュニティー

明日の福祉国家と地域福祉―』恒星社厚生閣

- Quante, Michael (2010) Menschenwürde und personale Autonomie: demokratische Werte im Kontext der Lebenswissenschaften. (=2015, 加藤泰史監 訳, 『人間の尊厳と人格の自律―生命科学と民主主義的価値』法政大学出版局。)
- 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム「報告書~再発防止策の提言 ~」平成 28 年 12 月 8 日 http://www.mhlw.go.jp/ stf/shingi2/0000145268.html (閲覧日 2017. 8.4)
- 梅棹忠夫(1976)『生態学入門』講談社.
- Weber, Max (1922) Soziologische Grundbegriffe. (=1972, 清水幾太郎訳,『社会学の根本概念』岩 波書店.)